

【海外の規制情報】

台湾、包装食品の栄養表示に関する規制を改正

2024年2月19日、台湾衛生福利部食品藥物管理署(TFDA)は、「包装食品栄養表示に関する順守事項」(英語版付き)の一部改訂を公表しました。一部内容を除く全ての改訂内容は、公表日より施行されます。今回の改訂は、主に下記の点について行われています。

- 1) 商品パッケージにその商品が特定の栄養特性を有することを表示する場合、「ルテインが含まれています」、「一食分あたり〇〇グラムのタンパク質が含まれています」のように事実に基づいて栄養強調表示をし、栄養素の含有量を栄養成分表示ラベルに記載する必要があります。
- 2) 「高」、「多」、「〇〇が豊富」などの栄養強調表示における栄養素含有量の基準を引き上げます。例えば、固形製品が「高ビタミンD」を謳う場合、食品のビタミンD含有量は100gあたり3mg以上である必要があります。
- 3) 「包装食品栄養表示に関する順守事項」の表7の内容項目および表示できない文言を修正します。表7では、スナック菓子、炭酸飲料、キャンディやグミ、調味料、漬物など一部特殊な食品分類を示しており、これらの食品の栄養強調表示には、付加の規制がつけられています。例えば、砂糖を添加した炭酸飲料には「ビタミンC添加」または「100mlあたりビタミンC50mg含有」など、事実に基づいた栄養強調表示が可能ですが、「高ビタミンC」や「ビタミンCが豊富」、または同じ意味を持つ栄養強調表示や生理学的機能に関する文言は表示できません。

台湾では、サプリメントなども、基本、包装食品に該当します。台湾の包装食品栄養表示は、2008年に義務付けられた以来、細則についてこれまでに2回協議されました。今後も継続的に細かく改訂されるとみられていますので、引き続き注視する必要があると考えられます。

参考資料

Regulations on Nutrition Claim for Prepackaged Food Products. TFDA. 2024年2月19日

<https://www.fda.gov.tw/tc/includes/GetFile.ashx?id=f638466352068166089>

新着情報. TFDA. 2024年2月19日

<https://www.fda.gov.tw/TC/newsContent.aspx?cid=4&id=t622488>

公告. 台湾衛生福利部食品藥物管理署(TFDA). 2024年3月21日

<https://www.fda.gov.tw/TC/newsContent.aspx?cid=3&id=30378>

「包装食品の栄養表示上の順守事項(仮訳)」。日本貿易振興機構. 2022年9月

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/tw/foods/law/nutrition.html>